

小監公告第15号
令和5年10月10日

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。

小山市監査委員 小 峰 儀 則

小山市監査委員 池 村 好 道

小山市監査委員 植 村 一

記

1. 監査対象

市民生活部 市民生活安心課 国際政策課 環境課
市民課 国保年金課

2. 監査期日

令和5年9月4日

3. 監査の主眼点

あらかじめ提出を求めた資料と関係帳簿及び証ひょう書類を主体として照査検討し、かつ関係職員の説明を聴取して、その執行状況から財務に関する事務の効果と適法性について監査を実施した。

4. 監査の結果

総括的にその執行状況は概ね良好なものと認められた。

小監公告第16号
令和5年10月31日

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。

小山市監査委員 小 峰 儀 則

小山市監査委員 池 村 好 道

小山市監査委員 植 村 一

記

1. 監査対象

産業観光部 農政課 農村整備課 商業観光課
工業振興課

2. 監査期日

令和5年9月26日

3. 監査の主眼点

あらかじめ提出を求めた資料と関係帳簿及び証ひょう書類を主体として照査検討し、かつ関係職員の説明を聴取して、その執行状況から財務に関する事務の効果と適法性について監査を実施した。

4. 監査の結果

総括的にその執行状況は概ね良好なものと認められた。

5. 意見・要望

今回の監査における意見及び要望は次のとおりである。

【商業観光課】

- ・ おやまブランド認定品について、見直し・再整理を協議中で、厳選・集中してPRしていく予定とのこと。小山ブランド推進委員会への補助金についても、今後の集中的なPR活動の原資にしたい旨の説明を受けた。

これらの方針には共感を覚えるところであり、是非、件数だけでなく、内容も吟味して、選択と集中を実践してもらいたい。そうすることで、生産者は応援されている実感を得、市民を始めとする消費者は何に力を入れているのか見えてくるものではないか。

今後においても、小山ブランド推進委員会との強い協力体制により「おやまブランド」の価値の向上に繋げていくよう要望する。

小監公告第17号
令和5年11月13日

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。

小山市監査委員 小 峰 儀 則

小山市監査委員 池 村 好 道

小山市監査委員 植 村 一

記

1. 監査対象

総合政策部 総合政策課 田園環境都市推進課
ゼロカーボン推進課 自然共生課

2. 監査期日

令和5年10月10日

3. 監査の主眼点

あらかじめ提出を求めた資料と関係帳簿及び証ひょう書類を主体として照査検討し、かつ関係職員の説明を聴取して、その執行状況から財務に関する事務の効果と適法性について監査を実施した。

4. 監査の結果

総括的にその執行状況は概ね良好なものと認められた。